

説明資料目次

第 1	概要	1
1	検察庁法及び検察官の俸給等に関する法律の改正概要について	1
2	検察官に適用される任用、給与等に関する法律について	3
第 2	逐条	7
1	検察庁法第 9 条の改正について	7
2	検察庁法第 10 条の改正について	13
3	検察庁法第 20 条の改正について	17
4	検察庁法第 22 条の改正について	22
5	管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みにおける異動時期について	28
6	検察庁法第 32 条の 2 の改正について	30
7	検察庁法附則第 34 条の改正について	32
8	検察庁法附則第 35 条の改正について	34
9	検察官俸給法附則第 6 条の改正について	38
第 3	改正国家公務員法及び改正一般職給与法において手当てされる事項について	44
1	検察官につき定年前再任用短時間勤務制を導入しないことについて	44
2	検察官につき国家公務員法第 81 条の 2 第 3 項と同様の規定を設ける必要はないことについて	46
3	検察官につき国家公務員法第 81 条の 4 と同様の管理監督職勤務上限年齢制の適用除外規定を定める必要はないことについて	48
4	検察官につき管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例と同様の規定を設ける必要はないことについて	50
5	処分説明書の交付について	52
6	出向者に対する調整額の支給について	55
7	現行定年後の給与に関する規定の施行に関し必要な事項について	56
第 4	国家公務員退職手当法の検察官への適用関係について	57
第 5	国家公務員法等の一部を改正する法律（仮称）附則について	58
第 6	検察庁法及び検察官俸給法の原始附則の整理について	61

第 1 概要等

1 検察庁法及び検察官の俸給等に関する法律の改正概要について

(1) 本改正案の趣旨

他の一般職の国家公務員については、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくため、現行定年である 60 歳を超える者の能力及び経験を 60 歳前と同様に本格的に活用することが不可欠であることから、定年を引き上げることが必要とされている。

検察官についても、多くの法律、制度の改正が行われ、刑事裁判の様相が大きく様変わりしているといった複雑高度化する課題がある中で、迅速かつ適正に犯罪の真相を解明し、処罰すべき者があれば公訴を提起し、その上で適切な科刑を実現するというその職責を今後も果たしていくためには、他の国家公務員と同様、現行定年を超える者の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であることから、他の一般職の国家公務員に倣い、検察庁法において定められる検察官の定年を 65 歳へ引き上げるなど所要の規定の整備を行う。

(2) 本法律案の概要

ア 定年の引上げ及び管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みの導入

検察官の定年については、検察庁法（昭和 22 年法律第 61 号）第 22 条において、検事総長は 65 歳、その他の検察官（次長検事、検事長、検事及び副検事）は 63 歳に達した時とされているところ、他の一般職の国家公務員に倣い、検察官の定年を段階的に 65 歳に引き上げる。また、他の一般職の国家公務員においては管理監督職勤務上限年齢制が導入されるところ、組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するという管理監督職勤務上限年齢制の趣旨は検察官にも妥当することから、次長検事及び検事長については、現行の定年である 63 歳で検事に任命するとともに、63 歳に達した者を次長検事又は検事長に任命することができないものとし、検事正及び上席検察官については、これに充てる検事から 63 歳に達した者を除くこととする。

イ 現行定年後の俸給減額

他の一般職の国家公務員については、定年の引上げに伴い、現行の定年後の俸給につき、現行定年に達した日以後における最初の 4 月 1

日以後、その者の受ける号俸の俸給月額に100分の70を乗じて得た額とされることなどが予定されている。検察官の俸給については、他の一般職の国家公務員の俸給を定めた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）とは別に検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）が制定されているが、検察官についても、他の一般職の国家公務員と定年の引上げの趣旨を同じくするものであるから、現行定年後の俸給月額を他の一般職の国家公務員の制度を参考として同様に減額する。

(3) 本改正案の主な改正内容

本改正案における主な改正内容は、以下のとおり。

① 検察官の定年引上げ（検察庁法第22条第1項関係）

検察官の定年を65歳に引き上げる（既に定年が65歳である検事総長を除く。）。

② 管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みの導入（検察庁法第9条第1項、第10条第1項、第20条第2項、第22条第2項関係）

次長検事及び検事長について、63歳に達した者を検事に任命するとともに、63歳に達した者を次長検事又は検事長に任命することができないものとする（検察庁法第20条第2項、第22条第2項）。

検事正及び上席検察官について、これに充てる検事から63歳に達した者を除く（検察庁法第9条第1項、第10条第1項）。

③ 現行定年後の検察官の俸給減額（検察官の俸給等に関する法律附則第6条関係）

現行の定年である63歳に達した検察官（検事総長を除く。）については、定年に達した日の翌日に適用される俸給月額の100分の70を乗じた額を支給する。

これに加え、次長検事及び検事長が63歳に達したことにより検事に任命された場合には、次長検事及び検事長であったときの俸給月額の100分の70を乗じた額との差額を支給する。

(4) 施行期日

改正される国家公務員法等の施行期日に倣い、令和3年4月1日とする。

2 検察官に適用される任用、給与等に関する法律について

(1) 国家公務員法と検察庁法との関係

一般職の国家公務員である検察官については、国家公務員法（昭和22年法律第120号）が適用されるが、国家公務員法附則第13条は、一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、国家公務員法の特例を要する場合においては、別に法律等をもって規定することができる」と定めている。

そして、検察官については、検察庁法（昭和22年法律第61号）第15条、第18条から第20条まで、第22条から第25条までの規定が、国家公務員法の特例として検察庁法第32条の2に明示されている。これは、検察官は、行政官庁たる各省大臣を組織の内部にあって補佐する立場にある多くの他の一般職の国家公務員とは異なり、各人が法務大臣から独立した行政官庁として検察事務を遂行するという職務の特殊性を有しており、また、いわば「準司法官」として裁判官との権衡を考慮する必要があるため、検察庁法において、検察官の任命や定年等について、国家公務員法の特例が規定されているとされる（森園幸男ほか編「逐条国家公務員法」（全訂版）1232頁）。

そのため、検察官については、検察庁法において定められた特例は、検察庁法が適用され、それ以外は、国家公務員法が適用される。

(2) 一般職の職員の給与に関する法律と検察官の俸給等に関する法律との関係

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）は、一般職に属する職員の給与に関する事項を定めているところ、一般職給与法第1条第1項は、「この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（中略）第六十四条第一項に規定する給与に関する法律として、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（中略）の給与に関する事項を定めることを目的とする。」と定めている。

検察官は一般職の国家公務員であるものの、司法権の発動を促し、その適正円滑な運営を図るという準司法的性格を有するものであることから、一般職給与法は適用されず、その俸給については、検察庁法第21条により別に法律で定めることとされ、一般職給与法第1条第1項の「別に法律で定めるもの」として、検察官の俸給等に関する法律（以下「検察官俸給法」という。）が制定され、独自の給与体系が設けられている。そして、

検察官俸給法は、検察官の給与に関し、検察官を官又は号等で区分した上で、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第1条第1号から第42号までに掲げる者又は一般職給与法による指定職俸給表の適用を受ける職員若しくは一般官吏の例によることを基本としつつ、俸給額を独自に定めるとともに手当の支給に関する特別の規定を置くなどしている。

なお、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）については、検察官に適用され、検察官についても同法に基づいて退職手当が支給される。

（参照条文）

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第十五条 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

② 検事は、一級又は二級とし、副検事は、二級とする。

第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在った者

三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在った者

② 副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条第一項の試験に合格した者

二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在った者

③ 三年以上副検事の職に在って政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

第十九条 一級の検察官の任命及び叙級は、次の各号に掲げる資格のいずれかを有する者についてこれを行う。

一 八年以上二級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士職に在った者

二 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在った者

三 前条第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は二級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所職員総合研修所教官の職に在った者

四 前条第一項第一号又は第三号の資格を有し一年以上一級官吏の職に在った者

② 前項第一号及び第三号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

③ 前条第三項の規定により検事に任命された者は、第一項第三号及び第四号の規定の適用については、これを同条第一項第一号の資格を有する者とみなす。

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第二十一条 検察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める。

第二十二条 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

第二十三条 検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることができる。

② 検察官は、左の場合に、その適格に関し、検察官適格審査会の審査に付される。

- 一 すべての検察官について三年ごとに定時審査を行う場合
- 二 法務大臣の請求により各検察官について随時審査を行う場合
- 三 職権で各検察官について随時審査を行う場合

③ 検察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知しなければならない。法務大臣は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事については、これを罷免しなければならない。

④ 検察官適格審査会は、法務省に置かれるものとし、国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された十一人の委員をもつてこれを組織する。ただし、委員となる国会議員は、衆議院議員四人及び参議院議員二人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

⑤ 検察官適格審査会に、委員一名につきそれぞれ一名の予備委員を置く。

⑥ 各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

⑦ 委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。

⑧ 前七項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

第二十四条 検事長、検事又は副検事が検察庁の廃止その他の事由に因り剰員となつたときは、法務大臣は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

第二十五条 検察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

○ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）

附 則

第十三条 一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、

この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。

第六十三条 職員の給与は、別に定める法律に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給することはできない。

第六十四条 前条に規定する法律（以下「給与に関する法律」という。）には、俸給表が規定されなければならない。

② 俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、かつ、等級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）

第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十四条第一項に規定する給与に関する法律として、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 （略）

○ 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、政令で定めるところにより、職員とみなして、この法律の規定を適用する。

第2 逐条

1 検察庁法第9条の改正について

○ 改正後の検察庁法第9条

第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。

② 検事正は、庁務を掌理し、かつ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。

(1) 概要

一般職の国家公務員において導入される管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みとして、現在の定年である63歳に達した検事について検事正に充てることができる者から除くこととする。

(参考1) 検察官及び「官」と「職」について

検察庁法上、検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とされ（検察庁法第3条、第22条）、これらは、いずれも官名であるとされている（伊藤栄樹著「新版 検察庁法逐条解説」31頁）。そして、他の一般職の国家公務員については、「官」と「職」の区別を廃し、「官職」とされている（国家公務員法第34条）のに対し、検察庁法第16条が「検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。」と定めるように、検察官については、検察庁法上、「官」と「職」の概念が維持され、「官」への任官行為と「職」への補職行為が行われる（一官一職である検事総長及び次長検事を除く。）。

したがって、検察官については、他の一般職の国家公務員における「官職」の概念は採用されておらず（仮に用いられることがあっても「官」と「職」の総称として用いられるにすぎず他の一般職の国家公務員の場合におけるそれとは意味内容が異なる。）、例えば、地方検察庁の長とされる「検事正」（検察庁法第9条）は、官名ではなく、検事をもって充てられる職名である（同条第1項）。

(参考2) 検事正について

検事正は、全国50か所の地方裁判所に対応して置かれる地方検察庁に各1人ずつ置かれ、それぞれ地方検察庁の庁務を掌理し、かつ、その庁及

びその庁の対応する裁判所の管轄区域内にある区検察庁の職員を指揮監督するものであって（検察庁法第9条第2項）、検事総長（検察庁法第7条第1項）や検事長（検察庁法第8条第1項）のように「庁の長」であるとの明文はないものの、地方検察庁の長であることは明らかであるとされる（伊藤栄樹著「新版 検察庁法逐条解説」60頁）。

（参考3）検察官の「級」について

検察庁法第9条第1項において、検事正は、「一級の検事」を充てることとされているように、検察庁法においては、「級」の概念が存在し、検事総長、次長検事及び検事長は一級、検事は一級又は二級、副検事は二級とされ（検察庁法第9条第1項、第15条）、一級の検察官と二級の検察官は、それぞれ別に任命資格が定められている（検察庁法第18条、第19条）。

これは、検察庁法制定時に施行されていた「官吏任用叙級令」（昭和21年勅令第190号）第1条において、「親任式ヲ以テ任ズル官ヲ除クノ外官ヲ分チテ一級、二級及三級トス」と規定されていたことから、この区分に対応して置かれたものであるところ、その後、昭和25年の人事院規則8-1（職員の任用及び叙級）の一部改正においても、「官の級別は、廃止する。但し、特別職に属する官、裁判所の職員の官及び特に法律の規定により官の各級別に応じてそれぞれ任用及び叙級の資格が定められている官の級別は、なお、従前の例による」ものとされたことから、例外的に存続することとなったものである。

しかしながら、昭和27年6月1日、人事院規則8-22（職員の任免）の施行に伴い、人事院規則8-1（職員の任用及び叙級）が廃止されることとなったことから、公務員の叙級の制度は全面的に廃止された。

そのため、現在、検察庁法における「級」については、検察庁法第18条、第19条との関係において、検察官の任命資格を明らかにする意味のみを有し、同法第9条第1項が検事正は一級の検事をもって充てる旨定めていることは、同法第19条と相まって、検事正となるためには、一定の経験年数ないし経歴を要することを明らかにしている点において実質的な意味があるとされている（伊藤栄樹著「新版 検察庁法逐条解説」61、62、115頁）。

（2）改正の趣旨及び内容

ア 管理監督職勤務上限年齢制を検察官に導入できない理由について

一般職の国家公務員については、定年を65歳まで延長しつつ、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入することとし、その年齢は現行の定年年齢とされている。

かかる議論は、検察官にも基本的に妥当するが、他方、検察官については、検察庁法第4条及び第6条により、全ての検察官が、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督し、いかなる犯罪についても捜査をすることができる（これらの権限は「検察権」と呼ばれ、検察庁法第4条及び第6条に規定する検察官の事務は「検察事務」と呼ばれる。）とされ、このような検察

権については、個々の検察官に属するものであって、法務大臣等有する権限を個々の検察官が分掌するものではないから、他の一般職の国家公務員と異なり、検察官ごとに有する検察権の内容、程度が異なるということはない。

そのため、他の一般職の国家公務員において採用されている職制上の段階（国家公務員法第34条）は採用されておらず、職制上の段階を前提とした「降任」は観念し得ない（例えば、検事正からいわゆる「平検事」に異動する場合であっても「降任」ではない。）。

また、他の一般職の国家公務員の職務が「複雑、困難及び責任の度に基づき、これを俸給表に定める職務の級（指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、同表に定める号俸）に分類する」とされている（一般職給与法第6条第3項）のに対し、検察官については、前記のとおり、職制上の段階という概念がないことから、検察官の俸給を定める検察官俸給法において、職務の級の定めはなく、号俸のみが定められた独自の俸給表が設けられ、その号俸は検事正といった一定の職と結びついていないため、降給を伴う「転任」も観念し得ない（例えば、検事正であることと号俸は連動することとはされておらず、検事正からいわゆる「平検事」に異動した場合でも、降給を伴わない。）。よって、検察官については転任（配置換え）に伴う降給も観念し得ない。

したがって、検察官については、今回導入される管理監督職勤務上限年齢制のように、一定の級や号俸と結びついた対象官職から、それ以外の官職への降任や他の一般職の国家公務員と同じ意味での降給を伴う転任がそもそも観念し得ず、他の一般職の国家公務員の場合と同様の管理監督職勤務上限年齢制を導入することは制度上できない。

イ 検察官についても管理監督職勤務上限年齢制を踏まえた仕組みを導入することについて

一般職の国家公務員については、定年を65歳まで延長しつつ、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入することとされており、かかる議論は、検察官にも基本的に妥当するところ、前記のとおり、検事正は地方検察庁の長であって、組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するという管理監督職勤務上限年齢制の趣旨がまさに妥当することから、その趣旨を踏まえた仕組みを実現するため、検事である検事正につき、現在の定年である63歳に達した者を除くこととする。

ウ 検察庁法第9条第1項を改正し「検事（年齢が63歳に達した者を除く。）」と規定する理由

一般職の国家公務員における管理監督職勤務上限年齢制について定めた改正国家公務員法第81条の2第1項においては、「任命権者は、管理監督職（中略）を占める職員でその占める管理監督職にかかる管理監督職勤務上限年齢に達しているものについて、当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間（以下「異動期間」という。）に、管理監督職以外の官職又は当該管理監督職にかかる管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（中略）への降任又は転任（降給を伴うものに限る。）をするものとする。（後略）」と規定されるが、検察官については、「官職」の概念がなく、降任又は降給を伴う転任も観念し得ない上、検事正についてはあくまで検事が補職されるものにすぎないことから、このような規定を設けることは困難である。

そのため、検事正について、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入するためには、補職要件として年齢制限を規定することが相当である。

そして、検事正についての補職要件を規定した条文は、検察庁法第9条第1項であることから、同項を改正することとする。

具体的な規定ぶりについては、補職要件を満たさない者は当然に検事正となることができなくなるため、「一級の検事（年齢が63年に達した者を除く。）」と規定することにより、年齢63歳に達した者は検事正の「職」を失うこととなり、また、年齢が63歳に達した者については検事正に補職し得なくなるため、他の一般職の国家公務員における管理監督職勤務上限年齢制のように検事正から外す規定と検事正への補職を制限する規定の双方を設ける必要はない。

また、一定の年齢に達した場合に例外的に降任等される管理監督職勤務上限年齢制の趣旨からすれば、63歳に達しないことを積極的な補職要件とするのは相当ではなく、消極的要件として定められるべきものと考えられ、その趣旨を表すため、「検事（年齢が63年に達した者を除く）」と規定する。

（参照条文）

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第三条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても

職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第七条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。

② 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。

第八条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。

第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。

② 検事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。

第十六条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。

② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第二十二條 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

○ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を官職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。

六 幹部職員 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条若しくは国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいう。

七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める職員をいう。

② 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）

第六条 （略）

2 （略）

- 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級（指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、同表に定める号俸）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

2 検察庁法第10条の改正について

○ 改正後の検察庁法第10条

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。

② 上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その庁の上席検察官が、その他の各区検察庁においては、その庁に属する検事又は副検事（副検事が二人以上あるときは、検事正の指定する副検事）が庁務を掌理し、かつ、その庁の職員を指揮監督する。

(1) 概要

一般職の国家公務員において導入される管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みとして、現在の定年である63歳に達した検事について上席検察官に充てることができる者から除くこととする。

(参考) 上席検察官について

上席検察官は、検事正と同様に検事が充てられる職であり（検察庁法第10条第1項）、全国438か所の簡易裁判所に対応して置かれる区検察庁の庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する（同条第2項）。

このような上席検察官は、2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に1名置かれることとされ、それ以外の各区検察庁においては、その庁に属する検事又は副検事（副検事が2人以上あるときは、検事正の指定する副検事）が庁務を掌理し、かつ、その庁の職員を指揮監督することとされている。

すなわち、現行法においては、

- 複数の検事が勤務する庁においては、そのうち1名の検事が上席検察官
 - 複数の検事と1人の副検事とが勤務する庁においては、そのうち1名の検事が上席検察官
 - 複数の検事と複数の副検事とが勤務する庁においては、そのうち1名の検事が上席検察官
 - 1人の検事と1人の副検事とが勤務する庁においては、その1名の検事が上席検察官
 - 1人の検事と複数の副検事とが勤務する庁においては、その1名の検事が上席検察官
- として置かれることとなり、

- 1人の検事が勤務する庁においては、その1人の検事が庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する
- 1人の副検事が勤務する庁においては、その1人の副検事が庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する
- 複数の副検事が勤務する庁については、そのうちの検事正が指定する1人の副検事が庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督することとなる（伊藤栄樹著「新版 検察庁法逐条解説」64頁）。

(2) 改正の趣旨及び内容

ア 上席検察官に充てる検事から63歳に達した者を除くことについて
前記のとおり、検察官については、一般職の国家公務員の場合と同様の管理監督職勤務上限年齢制を導入することは制度上できない。

もっとも、上席検察官は、2人以上の検事又は検事及び副検事が属する区検察庁に置くこととされ、その庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する「職」であることからすれば、組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するという管理監督職勤務上限年齢制の趣旨が妥当し、その趣旨を踏まえた仕組みを実現するため、検事正と同様に、上席検察官に充てる検事から63歳に達した者を除くこととする。

なお、上席検察官については、検事正とは異なり、法律上、一級の検事に限定されないものであるものの、複数の検事又は検事及び副検事が属する区検察庁において、中堅検事の能力の伸長に適した時期に上席検察官として他の検察官を含めた職員を指揮監督させる経験を積ませて育成を行うことにつながるものでもあることから、組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するという管理監督職勤務上限年齢制の趣旨が妥当する。

イ 改正後の検察庁法第10条第1項、第2項の適用関係について

検察庁法第10条第1項により、2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁においては、上席検察官各1人を置くこととされ、検事をもってこれに充てることとされている。なお、検察庁法第10条第1項は、2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁においては、上席検察官各1人を置くことを法律上求めているものと解される。なぜなら、検察庁法第10条第2項は、上席検察官が置かれていない「その他の各区検察庁」においては、「その庁に属する検事又は副検事（副検事が二人以上あるときは、検事正の指定する副検事）が庁務を掌理し、かつ、その庁の職員を指揮監督する。」と規定しており、検事

が二人以上あるときに検事正が庁務掌理検察官を指名することについては規定していないところ、これは、検事が2名以上あるときは、同条第1項により上席検察官が必ず置かれることを前提としていると解されるからである。

そして、検察庁法第10条第1項の改正後は、上席検察官を置くこととされている各区検察庁においては、検事をもってこれに充てることとするは変わらないものの、上席検察官に充てられる検事は、年齢が63年に達していない者であることが求められることから、2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁においては、上席検察官に充てるため、法律上、年齢が63歳に達しない検事を配置することが求められることとなる。

すなわち、例えば、62歳の検事と50歳の副検事が属する区検察庁においては、上席検察官である当該検事が63歳に達したときに、63歳に達していない検事を配置して新たに上席検察官に充てることなどが必要となる。また、例えば62歳の検事と58歳の検事が属する区検察庁において、62歳の検事が上席検察官である場合は、当該検事が63歳に達したときに、58歳の検事を新たに上席検察官に充てる必要がある。

このことは、改正後の検察庁法第10条第1項と同様の規定である改正後の第9条第1項により、地方検察庁では、検事正に充てることができる63歳に達しない一級の検事を配置することが求められることと同様である（検察庁法第10条には第2項が置かれているが、まずは同条第1項が適用されて63歳に達しない検事を配置することが求められることに変わりはない。）。

したがって、63歳に達した者を上席検察官に充てる検事から除く本改正により、上席検察官に充てられる検事以外の「2人以上の検事又は検事及び副検事」（検察庁法第10条第1項）の年齢については特段問題とならないことから、検察庁法第10条第1項の法文上、これらの年齢を限定する必要はない。

また、上席検察官が置かれない場合に区検察庁の庁務を掌理し、職員を指揮監督する検察官が置かれる場面は改正前と同様となり、同検察官については前記のとおり、63歳に達した者を除くこととはしないため、検察庁法第10条第2項の適用関係にも変更はなく、法文上の手当も不要である。

ウ 上席検察官と上席検察官の置かれない各区検察庁の庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する検察官との違いについて

上席検察官と上席検察官の置かれない各区検察庁の庁務を掌理し、その庁の職員を指揮監督する検察官は、その権限において違いはない。しかしながら、前者については、2人以上の検事又は検事及び副検事の属する庁に置かれ、他の検事を含めた検察官を指揮監督し得る立場にある上、後者はあくまで上席検察官が置かれていない場合の事務分担であるにすぎないため、単なる事務分担を対象官職とはしない管理監督職務上限年齢制とも整合しない。

したがって、前者については管理監督職務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入して63歳に達した者を除くこととするが、後者については、そのような仕組みを導入しない。

(参照条文)

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第七条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。

② 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。

第八条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。

第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。

② 検事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。

第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事を以てこれに充てる。

② 上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その庁の上席検察官が、その他の各区検察庁においては、その庁に属する検事又は副検事（副検事が二人以上あるときは、検事正の指定する副検事）が庁務を掌理し、且つ、その庁の職員を指揮監督する。

第十六条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。

② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

3 検察庁法第20条の改正について

○ 改正後の検察庁法第20条（第2項新設）

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、検察官に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

② 前項の定めるところにより検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

(1) 概要

次長検事及び検事長については、一般職の国家公務員において導入される管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを実現するため、改正検察庁法第22条第2項において、現行の定年である63歳に達したときは、63歳に達した日の翌日に、検事に任命されるものとするところ、63歳に達した者については、次長検事又は検事長に任命することができないこととする。

(2) 改正の趣旨及び内容

ア 63歳に達した次長検事及び検事長につき、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入することについて

一般職の国家公務員については、定年を65歳まで延長しつつ、新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職勤務上限年齢制を導入することとし、その年齢は原則として現行の定年年齢とされている。

かかる議論は、検察官である次長検事及び検事長にも基本的に妥当し、その趣旨を踏まえ、現行の定年年齢である63歳に達したときに検事とする仕組みを導入する。

ただし、他の一般職の国家公務員については、「官」と「職」の区別を廃し、「官職」とされている（国家公務員法第34条）のに対し、検察官については、検察庁法第3条において「検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。」とされた上で、同法第16条において「検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。」と定められるよ

うに、検察庁法上、「官」と「職」の概念が維持され、「官」への任命と「職」への補職が行われており、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事はそれぞれ別の「官」としてその任免や任用資格が定められている（検察庁法15条、第18条、第19条）。

そのため、検察官相互において、「官」が異なる人事異動が行われる場合（例えば、検事を検事長とする場合など）には、改めて新たな「官」に任命することとなる（一官一職である検事総長及び次長検事を除き、更に補職が行われる（検察庁法第16条第1項）。）。

そこで、次長検事及び検事長につき、他の一般職の国家公務員に導入される管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを実現し、現行定年である63歳に達した次長検事及び検事長を検事とするためには、「職」である検事正及び上席検察官の場合とは異なり、改めて別の官である検事に任命する必要がある。

したがって、次長検事及び検事長については、現行の定年である63歳に達したときは、63歳に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

イ 検察庁法第20条第2項を新設する趣旨について

改正国家公務員法は、第81条の2において、管理監督職勤務上限年齢による降任等について定めつつ、第81条の3において、管理監督職上限年齢に達している者につき、異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあっては当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができないこととする。

検察官についても、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえ、改正国家公務員法第81条の3の規定と同様に、63歳に達した者を次長検事又は検事長に任命することができないこととする。

なお、他の一般職の国家公務員については、「管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない」とするところ、検察官については、次長検事又は検事長とされるには、検察庁法第15条1項により、内閣の任命が必要とされていることから、「任命することができない」と定めることで足りる。

また、改正国家公務員法第81条の3は、異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあっては、当該他の官職への降任等をされた日）以後に管理監督職に採用等を行うことができないとしているが、改正検察庁法第22条第2項は、「次長検事及び検事長は、年齢が63年に

達したときは、63年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。」と定め、誕生日を基準として検事に任命されることとしており、異動期間を設定せず誕生日を基準日とする。その上で、改正検察庁法第22条第2項において定める「年齢が63年に達した者」とは、誕生日前日の終了時点を迎えた者を指すことから、それ以後、次長検事及び検事長に任命することができないこととすれば足りる。

ウ 検察庁法第20条第2項において定める理由について

改正検察庁法第20条第2項は、一定の年齢をもって次長検事及び検事長という一定の「官」に任命することができないとする規定であるところ、現行の検察庁法第20条は、一定の者を検察官に任命することができないことを定める規定であり、検察庁法の体系上、同条第2項に置くのが相当である。

(参照条文)

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第三条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第七条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。

② 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。

第八条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。

第十五条 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

② （略）

第十六条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。

② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

- 二 裁判官の職に在つた者
 - 三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在つた者
 - ② 副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。
 - 一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条第一項の試験に合格した者
 - 二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在つた者
 - ③ 三年以上副検事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。
- 第十九条 一級の検察官の任命及び叙級は、次の各号に掲げる資格のいずれかを有する者についてこれを行う。
- 一 八年以上二級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士職の職に在つた者
 - 二 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者
 - 三 前条第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は二級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所職員総合研修所教官の職に在つた者
 - 四 前条第一項第一号又は第三号の資格を有し一年以上一級官吏の職に在つた者
- ② 前項第一号及び第三号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。
 - ③ 前条第三項の規定により検事に任命された者は、第一項第三号及び第四号の規定の適用については、これを同条第一項第一号の資格を有する者とみなす。
- 第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

○ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）

- 第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 採用 職員以外の者を官職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。
 - 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
 - 三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
 - 四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。
 - 五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。
 - 六 幹部職員 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条若しくは国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいう。
 - 七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）

を占める職員をいう。

- ② 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

4 検察庁法第22条の改正について

○ 改正後の検察庁法第22条（第2項新設）

第二十二條 検察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。

② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

(1) 概要

検察官の定年を65歳に引き上げる。

また、次長検事及び検事長については、一般職の国家公務員において導入される管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを実現するため、現行の定年である63歳に達したときは、63歳に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

（参考）検察官の定年と検事総長、次長検事及び検事長について

現行の検察庁法上、検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とされ、その定年については、検事総長は65歳、その他の検察官は63歳に達した時とされている（検察庁法第3条、第22条）。

検事総長は、最高裁判所に対応して置かれる最高検察庁の長として、庁務を掌理し、かつ、すべての検察庁の職員を指揮監督するもの（1名）、次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき又は検事総長が欠けたときは、その職務を行うもの（1名）、検事長は、高等裁判所（全国8か所）に対応して置かれる高等検察庁の長として、庁務を掌理し、かつ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内にある地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督するもの（8名）であり、いずれもその任免は、内閣が行い、天皇がこれを認証する（いわゆる認証官）こととされている（検察庁法第7条、第8条、第15条）。

このように、検事総長については、すべての検察組織の最上位に位置し、その定年は、現行検察庁法上65歳と、他の検察官に比して高く設定されている。

(2) 改正の趣旨及び内容

ア 検察官の定年年齢の引上げについて（第1項）

一般職の国家公務員については、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくため、現行定年である

60歳を超える者の能力及び経験を60歳前と同様に本格的に活用することが不可欠であることから、定年を引き上げることが必要とされている。

検察官についても、多くの法律、制度の改正が行われ、刑事裁判の様相が大きく様変わりしているといった複雑高度化する課題がある中で、迅速かつ適正に犯罪の真相を解明し、処罰すべき者があれば公訴を提起し、その上で適切な科刑を実現するというその職責を今後も果たしていくためには、他の国家公務員と同様、現行定年を超える者の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であることから、他の一般職の国家公務員に倣い、検察官の定年を65歳に引き上げる（すでに65歳定年である検事総長を除く。）。

イ 63歳に達した次長検事及び検事長の検事への任命について（第2項）

前記のとおり、次長検事及び検事長について、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入することとし、現行の定年である63歳に達したときは、63歳に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

ウ 異動期間について

他の一般職の国家公務員については、管理監督職勤務上限年齢により異動させる時期を特定の日に限定すると、異動させた職員の後任者を速やかに得られないことなどにより公務の運営に重大な支障を来すおそれがあることなどから、管理監督職勤務上限年齢に達した日（60歳の誕生日前日）の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間（異動期間）に、対象官職以外の官職へ降任等を行うこととされるが、前記のとおり、検察官には降任が観念し得ないため同意を得ることなく前倒しで異動させることも可能であり、他の一般職の国家公務員と比して柔軟な人事管理が可能であることに加え、他の一般職の国家公務員とは異なり、63歳に達した時（誕生日前日の終了時点）に退官することとされ、誕生日を基準としていることから（検察庁法第22条）、異動期間を設けない。

エ 次長検事及び検事長につき管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを実現するための規定を改正検察庁法第22条第2項において定める理由について

管理監督職勤務上限年齢制を定める改正国家公務員法第81条の2は、定年退職の規定である改正国家公務員法第81条の6とは別の条とされているところ、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入するために設ける改正検察庁法第22条第2項についても、改正国家公務員法と同様に、改正検察庁法第22条第1項とは別の条とすることも考えられる。

この点、他の一般職の国家公務員における管理監督職勤務上限年齢制と定年退職とは、前者が降任又は降給を伴う転任をするとされ、後者が退職することとなるもので、その効果を全く異にする。

一方、検察官について管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入するために設ける改正検察庁法第22条第2項は、次長検事又は検事長が一定の年齢に達することにより、次長検事又は検事長という「官」を失う場面を定める規定であるところ、検察官の定年退官を定める改正検察庁法第22条第1項についても、検察官が一定の年齢に達することにより、検察官としての身分を失う場面を定めた規定であって、性質に類似性がある（なお、検察庁法第25条は、「検察官は、前三条の場合を除いては、その意に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。（後略）」とされ、検察庁法第22条は、「前三条の場合」に含まれるところ、新設する検察庁法第22条第2項は、年齢を理由に次長検事及び検事長の「官」を奪う場合に該当し得るため、検察庁法第25条を改正して、同条による同法第22条への適用を同条第1項に限る改正を行う必要はない。）。

オ 改正国家公務員法と同様に「任命権者は」との記載としない理由について

改正国家公務員法第81条の2は、「任命権者は、管理監督職（中略）を占める職員でその占める管理監督職にかかる管理監督職勤務上限年齢に達しているものについて、当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間（中略）に、管理監督職以外の官職（中略）への降任又は転任（降給を伴うものに限る。）をするものとする。」と定め、降任又は転任の主体を法文上明らかにしている。

一方、改正検察庁法第22条第2項においては、「次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、六十三年に達した日の翌日

に、検事に任命されるものとする。」とし、法文上、その主体を明らかにしていない。

そして、改正検察庁法第22条第2項は、観念的には、次長検事及び検事長の「官」を免じ、同時に別の「官」である検事に任命するものであるところ、検察庁法上、次長検事及び検事長の「官」を免じることについては、検察庁法第15条第1項において、「その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。」とされ、一方、検事を任命することについては、国家公務員法第55条第1項により法務大臣が任命権者とされる。

このような検察官の任免に関する主体の在り方を踏まえ、検察庁法及び国家公務員法上明らかである次長検事及び検事長を検事に任命する主体については、改正検察庁法第22条第2項において明記しないこととする。

なお、改正検察庁法第22条第2項と同様に人事異動に関してその主体を明記しない用例として、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第11条第3項「臨時委員は、その者の任命にかかる当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。」、外務公務員法（昭和27年法律第41号）第8条第6項「前二項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。」などがある。

（参照条文）

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第三条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第七条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。

② 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。

第八条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。

第十五条 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

② (略)

第十六条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。

② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

一 司法修習生の修習を終えた者

二 裁判官の職に在った者

三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在った者

② 副検事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で政令で定める審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条第一項の試験に合格した者

二 三年以上政令で定める二級官吏その他の公務員の職に在った者

③ 三年以上副検事の職に在って政令で定める考試を経た者は、第一項の規定にかかわらず、これを二級の検事に任命及び叙級することができる。

第十九条 一級の検察官の任命及び叙級は、次の各号に掲げる資格のいずれかを有する者についてこれを行う。

一 八年以上二級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士職に在った者

二 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在った者

三 前条第一項第一号又は第三号の資格を得た後八年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は二級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所職員総合研修所教官の職に在った者

四 前条第一項第一号又は第三号の資格を有し一年以上一級官吏の職に在った者

② 前項第一号及び第三号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

③ 前条第三項の規定により検事に任命された者は、第一項第三号及び第四号の規定の適用については、これを同条第一項第一号の資格を有する者とみなす。

○ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属する。

②～③ (略)

○ 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）

第十一条 (略)

2 (略)

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4・5 (略)

○ 外務公務員法 (昭和27年法律第41号)

第八条 (略)

2～5 (略)

6 前二項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

5 管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みにおける異動時期について

(1) 管理監督職勤務上限年齢制における降任等の時期

一般職の国家公務員については、管理監督職勤務上限年齢に達した日（60歳の誕生日前日）の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間（異動期間）に、対象官職以外の官職へ降任等を行うこととされるが、前記のとおり、検察官には降任等が観念し得ないため同意を得ることなく前倒しで異動させることも可能であり、他の一般職の国家公務員と比して柔軟な人事管理が可能であることに加え、他の一般職の国家公務員とは異なり、63歳に達した時（誕生日前日の終了時点）に退官することとされているため、異動期間を設けない。

(2) 検察官における管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みにおける異動時期の差について

ア 管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みについては、改正検察庁法第9条第1項において、「各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。」とし、同法第10条第1項において、「二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一名を置き、検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。」とし、同法第22条第2項において、「次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、六十三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。」と定める。

そのため、検事正及び上席検察官については、63歳に達した時、すなわち誕生日前日の終了時点において検事正及び上席検察官として充てられる者から除かれることとなるが、次長検事及び検事長については、誕生日当日において、検事に任命されることとなる。

イ この点、前記のとおり、他の一般職の国家公務員においては「官」と「職」の概念が廃され、「官職」とされているのに対し、検察官においては、「官」と「職」の概念が維持されているところ、「検事正」及び「上席検察官」はあくまで「職」であることから、検事正及び上席検察官として充てられる者から除かれた場合にも、検事としての「官」に関しては、何ら変動は

なくその身分は継続している。そのため、誕生日前日の終了時点において検事正又は上席検察官として充てられる者から除かれた「検事」は、誕生日において新たに補職されれば足りる。したがって、改正検察庁法第9条第1項及び第10条第1項において規定するとおり、63歳に達した時に検事正として充てられないこととする事で問題は生じない（むしろ、現在検事正が定年退官する場合とも整合する。）。

ウ 一方で、次長検事及び検事長については、次長検事及び検事長としての「官」から別の「官」である検事への任命行為が必要であるところ、現在、次長検事及び検事長が63歳を迎えた場合には、63歳の誕生日前日限りで退官し、63歳の誕生日の前日中は次長検事及び検事長としての身分を有していることとの権衡において、63歳の誕生日前日に検事に任命することは相当ではなく、63歳の誕生日当日に検事に任命するのが相当である。

エ よって、検事正及び上席検察官については、63歳の誕生日前日の終了時点限りで検事正及び上席検察官に充てられる者から除くこととし、次長検事及び検事長については、誕生日当日において検事に任命されるものとする。

6 検察庁法第32条の2の改正について

○ 改正後の検察庁法第32条の2

第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条から第二十条まで、第二十二條から第二十五条まで及び第三十五条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律百二十号）附則第十三条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。

(1) 概要

後記のとおり、改正検察庁法附則第35条において、検察官に対し、63歳に達する日の翌日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する規定にかかる情報を提供するものとするとともに、同日以後における勤務の意思を把握するよう努めるものとする規定を設けるところ、改正検察庁法附則第35条については、改正国家公務員法附則第20条の特例を定めたものであることから、その旨を明示する。

(2) 改正の趣旨及び内容

一般職の国家公務員である検察官については、国家公務員法が適用されるが、国家公務員法附則第13条は、一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基づいて、国家公務員法の特例を要する場合においては、別に法律等をもって規定することができると定めている。

検察官については、行政官庁たる各省大臣を組織の内部にあって補佐する立場にある多くの他の一般職の国家公務員とは異なり、各人が法務大臣から独立した行政官庁として検察事務を遂行するという職務の特殊性を有しており、また、いわば「準司法官」として裁判官との権衡を考慮する必要があり、検察庁法において国家公務員法の特例が規定されている。

そして、検察庁法第32条の2においては、国家公務員法の特例として、検察庁法第15条等を明示する規定であるところ、改正検察庁法附則第35条は、検察官の特殊性により、管理監督職勤務上限年齢制を導入し得ないことや、後記のとおり定年前再任用短時間制を導入し得ないことを前提として、改正国家公務員法附則第20条の特例を定めるものである。

そのため、改正検察庁法附則第35条については、検察庁法第32条の2

に追加し、改正国家公務員法附則第20条の特例であることを明示する。

(参照条文)

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第三十二条の二 この法律第十五条、第十八条乃至第二十条及び第二十二条乃至第二十五条の規定は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)附則第十三条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を定めたものとする。

○ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）

附 則

第十三条 一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一条の精神に反するものであつてはならない。

7 検察庁法附則第34条の改正について

○ 改正後の検察庁法附則第34条

第三十四条 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

(1) 概要

検察官の定年引き上げの開始時期を、令和3年4月1日とし、2年に1歳ずつの段階的な引上げとする。

(2) 改正の趣旨及び内容

ア 定年の引上げ開始時期につき、他の一般職の国家公務員においては、平均寿命の伸長や少子高齢化が急速に進む中、複雑高齢化する行政課題に的確に対応していくためには、知識、技術、経験等が豊富な高齢期の職員を最大限活用するための環境を早急に整備することが必要であることから、できるだけ早期に定年引上げを開始する必要があるところであるが、他方で、定年引上げの開始に当たっては、60歳以降の勤務に関する意向調査や新規採用を含む人員計画の見直し等が必要であることに鑑み、法案成立から少なくとも1年超の準備期間が必要となることから、令和3年4月1日から施行することとされている（実際には、令和4年3月31日退職者から対象。）。

イ 検察官についても、他の一般職の国家公務員と同様、できるだけ早期に定年引上げを開始する必要があるところであるが、他方で、他の一般職の国家公務員と同様に準備期間が必要となることから、令和3年度から施行することとする。そして、検察官は、定年に達した時に退官することとされていることから、令和3年4月1日退官者から対象となるが、これは他の一般職の国家公務員において、同一年度内に定年又は管理監督職勤務上限年齢に達する職員（4月2日から翌年4月1日生まれの職員）のうち、誕生日が最も早い職員がそれらの年齢に達する日である4月1日から施行するという考え方と同様である。

また、定年の引上げ方法につき、他の一般職の国家公務員においては、安定的な新規採用の継続が困難となることや人事育成上の支障などを理由として、2年に1歳ずつの段階的な引上げとされるところ、検察官につ

いても、同様の理由から、2年に1歳ずつの段階的な引上げとする（令和5年4月1日に65歳へ引き上げる。）。

ウ 他の一般職の国家公務員においても、令和3年度から2年に1歳ずつ定年を引き上げることとしているが、その結果、定年を65歳に引き上げる時期は令和11年度となり、検察官の定年を65歳に引き上げる時期は他の一般職の国家公務員より早くなるどころ、他の一般職の国家公務員において、できるだけ早期に定年引上げを開始する必要がある、2年に1歳ずつの段階的な引上げが相当であるとされていることは、検察官についても妥当することから、その趣旨を踏まえ、前記のとおり、令和3年度に64歳、令和5年度に65歳へと定年を引き上げることとする。

エ なお、検察官における雇用と年金の接続について、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が、平成25年度から段階的に65歳へと引き上げられることとされたことにより（令和7年4月に引上げ完了）、他の一般職の国家公務員については、再任用により65歳まで雇用されなければ無収入期間が生じ得るところ、検察官については、このような再任用制度が導入されていないことから、現在、定年が63歳に達した時とされる次長検事、検事長、検事及び副検事については、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が満64歳に引き上げられる令和4年4月以降、無収入期間が生じ得る。

このような事態を回避するためにも、検察官について、令和3年度から、段階的に定年を引き上げる必要がある。

オ 本条を規定する位置については、本改正に伴う原始附則の整理により、第34条、第35条、第37条から第40条までを削除する方針としているところ、本条は改正検察庁法の施行に伴う経過措置に関する規定であって、順序を優先するべき附則とはいえない第36条よりも前に置くのが相当であることから、第34条に規定することとする。

（参照条文）

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第三十四条 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事のした事件の受理その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事のした事件の受理その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなす。

8 検察庁法附則第35条の改正について

○ 改正後の検察庁法附則第35条

第三十五条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、当該検察官が年齢六十三年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する規定に係る情報を提供するものとするとともに、同日以後における勤務の意思を把握するよう努めるものとする。

(1) 概要

法務大臣は、当分の間、検事（検事総長を除く。）が63歳に達する日の年度の前年度において、事務章程で定める検察官が63歳に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する規定に係る情報を提供し、同日以後における勤務の意思を把握するよう努めるものとする。

(2) 改正の趣旨及び内容

ア 改正国家公務員法附則第20条について

新設される国家公務員法附則第20条は、「任命権者は、当分の間、職員（中略）が年齢60年（中略）に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、人事院規則で定めるところにより、当該職員が年齢60年に達する日の翌日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する規定に係る情報を提供するものとするとともに、同日以後における勤務の意思を把握するよう努めるものとする。」と定める。

かかる規定は、60歳前の段階において、給与が7割水準となることや管理監督職勤務上限年齢制により降任・転任され得ることについて職員が十分認識し、定年前再任用短時間勤務を選択することが可能であることや、退職手当上の取扱いを考慮した上で、60歳以降の勤務の意思を決定することができる環境を整備するため、関連する規定に係る情報を提供するとともに、給与が7割水準となることや管理監督職勤務上限年齢による降任又は転任をされ得ることを受け入れて引き続き勤務するか、受け入れず退職するかを選択し、その意思を表明できるようにすることが適当であり、加えて、任命権者にとっても、該当する職員が60歳以降においても引き続き常勤職員での勤務を希望するか、いったん退職した上で定年前再任用短時間勤務を希望するか、公務外への転身等を希望するかを把握することは、60歳職員の人事配置や必要に応じてのポスト整備を行う上で望まし

いという考えに基づくものである。

イ 検察官に対する情報提供・意思確認制度について

検察官については、検察庁法に特例を設けない場合、改正国家公務員法附則第20条が適用されることとなるところ、検察官についても、63歳に達した日の翌日以降、俸給月額が7割となり、管理官当職上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みとして、次長検事及び検事長は63年に達したときはその翌日に検事に任命されるものとしつつ、63歳に達した者を次長検事又は検事長に任命することができないこととし、また、検事正及び上席検察官については63歳に達した者を除くこととする規定を設けるのであるから、検察官については、63歳に達した日以後に適用される任用等に関する規定に係る情報を提供し、勤務の意思を把握するよう努めることが必要である。

そして、改正国家公務員法附則第20条は、任命権者を実施主体としていところ、次長検事及び検事長の任命権者は内閣であるが（検察庁法第15条第1項）、検察庁法及び検察官俸給法が適用される次長検事及び検事長については、主任の大臣である法務大臣が情報提供等を行うのが合理的であり、かつ、これらは任命そのものではなく、情報提供・意思確認という事実行為であって、処分性のある行為ではないことから、主任の大臣である法務大臣が行うことが許容されと考えられ、法務大臣を実施主体とするのが相当である。

また、検察官には定年前再任用短時間勤務制は導入されないことから、必ずしも人事院規則で定められる情報提供等の具体的内容が検察官に沿うものとは限らず、その内容については法務大臣の定める準則で定めるのが相当である。

そこで、検察官については、情報提供等について検察庁法の附則に特例を設けることとする。

なお、検事総長については、本改正による影響を受けないことから、対象から除くこととする。

ウ 「法務大臣が定める準則に従つて」とすることについて

検察庁法及び検察官俸給法において定められる検察官又は検察庁に係る事項についての下位規範への委任については、他の一般職の国家公務員においては人事院規則に委任している事項を含め、人事院規則への委任を行っていない。そのため、改正検察庁法附則第35条において定める検察官に係る情報提供・意思確認の制度について、他の一般職の国家公務員と

同様に人事院規則に委任することは検察庁法及び検察官俸給法の体系に整合しない。

また、検察庁法は、検察庁の事務細則について、事務章程で定めることとしている（検察庁法第32条）が、事務章程は検察庁における事務細則であって、情報提供等を行うのは法務大臣であることから、これらの事務については、検察庁における事務ではなく、法務省の事務であるといえるため、事務章程に委任することもできない。

そこで、検察官俸給法が、検察官の給与に関する事項については法務大臣が準則で定めることとしていること（検察官俸給法第3条第1項）や、他の法令において検察官に関しては準則が人事院規則と同列に扱われていることから（例えば、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号）第19条第2項において、「（前略）給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（中略）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第3条第1項に規定する準則）で定める。」とされている。）、改正検察庁法附則第35条における情報提供等に関する事項についても法務大臣が定める準則に委任することとした。

エ 「年齢63年に達する日以後」とすることについて

改正検察庁法附則第35条においては、「当該検察官が年齢63年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する規定に係る情報を提供するもの」とする。

これは、検察官における管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入するため改正する改正検察庁法第9条第1項及び第10条第1項は、それぞれ年齢が63年に達した者を検事正又は上席検察官に充てる検事から除き、また、同様に新設する改正検察庁法第20条第2項は年齢が63年に達した者は次長検事又は検事長に任命することができないとするところ、「63年に達した」ときとは、誕生日の前日の終了時点であって、これらの条項の適用時点は誕生日の前日となる。

そして、63歳を迎える検察官に対しては、これらの条項についての情報についても提供するのが相当であることから、改正検察庁法附則第35条においては、「年齢63年に達する日以後に適用される任用（中略）に関する規定に係る情報を提供するもの」と規定する。

オ 本条を規定する位置について

前記のとおり、本改正に伴う原始附則の整理により、第34条、第35

条、第 37 条から第 40 条までを削除する方針としているところ、本条は、改正検察庁法の施行に伴う経過措置に関する規定といえ、順序を優先すべき附則とはいえない第 36 条よりも前に置くのが相当であることから、第 35 条に規定することとする。

(参照条文)

○ 検察庁法 (昭和 22 年法律第 61 号)

第三十二条 検察庁の事務章程は、法務大臣が、これを定める。

第三十五条 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなす。

9 検察官俸給法附則第6条の改正について

○ 検察官俸給法附則第6条

第六条 当分の間、検事及び副検事の俸給月額、その者の年齢が六十三年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 検察庁法第二十二条第二項の規定により検事に任命された者には、当分の間、特定日以後、その者の受ける俸給月額のほか、その者の年齢が六十三年に達した日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）と特定日にその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

(1) 概要

現行定年を超える検察官の俸給月額について、当分の間、俸給月額に100分の70を乗じて得た額とする旨の規定を設け（減額の開始時期については、現行定年に達した日の翌日からとする。）、次長検事、検事長が63歳に達したことにより検事に任命された場合について、俸給月額のほか、次長検事、検事長であった当時の俸給月額に100分の70を乗じた額との差額を支給する旨の規定を設ける。

(2) 改正の趣旨及び内容

ア 63歳に達した検察官の俸給について（第1項）

一般職の国家公務員については、民間企業における高齢期雇用の実情等を考慮して、職員の俸給月額は、当分の間、その者が60歳（特例定年が設けられている職員にあってはその年齢）以後、その者が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とされ、一般職の国家公務員については、改正される一般職給与法の附則において、職員の俸給月額は、当分の間、その者が現行定年に達した日後における最初の4月1日以後、その者に適用される俸給表の俸給月額のうち、その者が属する職務の級及び

その者が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする旨の規定が設けられる。

検察官の俸給については、他の一般職の国家公務員の給与を定めた一般職給与法とは別に、検察官俸給法が制定されているところ、本改正による検察官の定年の引上げは、他の一般職の国家公務員とその趣旨を同じくするのであるから、現行定年を超える検察官の俸給月額についても他の一般職の国家公務員の制度を参考として、同様に減額する。

そこで、現行定年を超える検察官の俸給月額についても、検察官俸給法の附則中に、当分の間、現行定年を超える検察官に適用される俸給月額に100分の70を乗じて得た額とする旨の規定を設ける。

また、減額の開始時期については、一般職の国家公務員は60歳に達した日後における最初の4月1日から減額することとされているが、検察官については、定年に達した時に退官することとされているため、減額の開始時期を4月1日とした場合、定年までの減額期間が誕生日により異なることとなり公平性を欠く制度となり得ることから、減額の開始時期を現行定年に達した日の翌日からとする。

イ 管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みの導入に伴う調整額について（第2項）

一般職の国家公務員については、管理監督職勤務上限年齢制により降任等された職員等の俸給は、現行の定年に達した日後における最初の4月1日以後、当該降任等前に受けていた号俸の俸給月額に100分の70を乗じて得た額とするものの、その額は当該降任等後にその者が属する職務の級の最高号俸の俸給月額を超えてはならない旨の規定が設けられることとされている。

検察官については、例えば検事正などの一定の職と号俸が結びついていないことから、改正検察庁法第9条第1項又は第10条第1項により63歳に達した者を検事正又は上席検察官に充てる者から除く仕組みに伴う減額規定を改めて設ける必要はないものの、改正検察庁法第22条第2項により次長検事及び検事長が63歳に達して検事に任命された場合には、その俸給月額は、他の一般職の国家公務員において、管理監督職勤務上限年齢制による転任等をされた職員等の俸給の特例制度を参考として、俸給月額のほか、その者の年齢が63年に達した日にその者が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額との差額に相当する額を俸給として支給する旨の規定を設ける。

なお、一般職の国家公務員については、管理監督職勤務上限年齢制による降任等後にその者が属する職務の級の最高号俸の俸給月額を超えてはならない旨の規定が設けられるが、かかる制度を参考とした場合であっても、次長検事、検事長の俸給月額に100分の70を乗じた額は、検事の最上位である検事1号の俸給月額を下回るため、そのような規定を設ける必要はない。

ウ 検察官俸給法附則第6条第2項を設ける理由について

改正一般職給与法附則第8項は、当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、その者に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員が属する職務の級及び受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額と定める。また、改正一般職給与法附則第10項は、管理監督職勤務上限年齢制の適用によって他の官職に降任等された日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日にその者の受ける俸給月額(特定日俸給月額)が、他の官職への異動日の前日にその者が受けていた俸給月額(基礎俸給月額)に100分の70を乗じて得た額に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する旨定める。

このような調整規定については、60歳到達時点で占めていた官職に係る職務遂行能力や適性を有しているにもかかわらず、管理監督職から非管理監督職へ異動する上、給与も二重に引き下げられることは、士気の低下等を招き、ひいては公務全体の運営に支障を来すおそれがあることから導入されるものとされる。

この点、改正検察庁法第22条第2項は、63歳に達した次長検事及び検事長は検事に任命されるものとし、検察官俸給法附則第6条第1項は、63歳に達した日の翌日以後に当該職員の受ける号に応じた俸給月額の100分の70を乗じた額を支給することとしている。そうすると、次長検事及び検事長が63歳に達した場合には、検事に異動の上、俸給月額が二重に引き下げられるとの結果が生じることとなる。

そのため、他の一般職の国家公務員において導入される改正一般職給与法附則第10項とその趣旨を同じくする検察官俸給法附則第6条第2項を設ける。

エ 改正一般職給与法附則第12項ではなく改正一般職給与法附則第10項と考え方を同じくする理由について

改正一般職給与法附則第12項においては、改正一般職給与法附則第10項に規定する職員を除く他の官職への異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、その者の受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、改正一般職給与法附則第10項及び第11項の規定に準じて算出した額を俸給として支給することとされている。

このような改正一般職給与法附則第12項は、管理監督職勤務上限年齢制による降任等に伴い俸給表を異にする異動をした場合など（例えば、指定職から降任した場合や降任後に俸給表を異にする異動をした場合）で改正一般職給与法附則第10項及び第11項による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるものを対象としている。

この点、改正検察庁法第22条第2項により63歳に達した次長検事及び検事長は検事に任命されることとなるが、検察官俸給法上、検察官の俸給月額を定める別表は、すべての検察官の俸給月額の区分を記載しており、次長検事や検事長についても、検事と同じ表とされている。

また、そもそも、他の一般職の国家公務員における俸給表は、各職員の職務の種類に応じて設けられているところ、検察官については、検察権を行使するという検察官の主たる職務について、すべての検察官が同一の権限を有しているのであるから（検察庁法第4条、第6条）、次長検事及び検事長と検事の職務の種類に違いはないものといえる。

そうすると、改正検察庁法第22条第2項により63歳に達した次長検事及び検事長が検事に任命された場合であっても、俸給表を異にする異動をした場合等とはいえず、改正一般職給与法附則第12項ではなく、原則である改正一般職給与法附則第10項と考え方を同じくする検察官俸給法附則第6条第2項を設ける。

なお、改正一般職給与法附則第10項においては、特定日俸給月額が基礎俸給額に「達しないこととなるもの」にはその者の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を支給することとされている。この点、次長検事及び検事長が63歳に達した日の翌日に検事に任命された後の俸給月額は、仮に検事1号の俸給月額に100分の70を乗じて得た額であったとしても、次長検事又は検事長であったときの俸給月額に100分の70を乗じて得た額に、常に達しないこととなる。したがって、検察官俸給法附則第6条第2項においては、改正一般職給与法附則第10項のように、「達しないこととなるもの」といった、支給対象を限定する文言を入れる必要はない。

(参考) 次長検事等の俸給月額及び100分の70を乗じた額について

次長検事	1、199、000 円	($\times 0.7 = 839、300$ 円)
東京高検検事長	1、302、000 円	($\times 0.7 = 911、400$ 円)
その他検事長	1、199、000 円	($\times 0.7 = 839、300$ 円)
検事1号	1、175、000 円	($\times 0.7 = 822、500$ 円)
検事2号	1、035、000 円	($\times 0.7 = 724、500$ 円)
検事3号	965、000 円	($\times 0.7 = 675、500$ 円)
検事4号	818、000 円	($\times 0.7 = 572、600$ 円)
検事5号	706、000 円	($\times 0.7 = 494、200$ 円)
検事6号	634、000 円	($\times 0.7 = 443、800$ 円)
検事7号	574、000 円	($\times 0.7 = 401、800$ 円)
検事8号	516、000 円	($\times 0.7 = 361、200$ 円)
検事9号	421、500 円	($\times 0.7 = 295、050$ 円)
検事10号	387、800 円	($\times 0.7 = 271、460$ 円)
検事11号	364、900 円	($\times 0.7 = 255、430$ 円)
検事12号	341、600 円	($\times 0.7 = 239、120$ 円)
検事13号	319、800 円	($\times 0.7 = 223、860$ 円)
検事14号	304、700 円	($\times 0.7 = 213、290$ 円)
検事15号	287、500 円	($\times 0.7 = 201、250$ 円)
検事16号	277、300 円	($\times 0.7 = 194、110$ 円)
検事17号	255、100 円	($\times 0.7 = 178、570$ 円)
検事18号	246、200 円	($\times 0.7 = 172、340$ 円)
検事19号	239、400 円	($\times 0.7 = 167、580$ 円)
検事20号	233、400 円	($\times 0.7 = 163、380$ 円)

(平成30年11月30日法律第86号による改正後の金額)

オ 定年延長後の検察官の俸給等に関する規定を第6条とする理由

附則に規定する事項は、当該法令の施行期日、当該法令の各規定の適用関係、当該新しい法令の制定に伴う既存の法令についての改廃規定などであり、その規定の順序については、当該法令の施行期日に関する規定が最初に置かれることは決まっており、経過規定の後に既存の他法令の改正規定が置かれることもまず変わらないとされているが、これら以外の規定の順序については、当該法令の性格及びその中での当該規定の重要性などにより柔軟性が認められるとされている（新訂ワークブック法制執務258頁及び259頁）。

この点、現行の附則第6条は、検察官の俸給等の応急措置に関する法律の廃止に伴い、検察官俸給法の規定による俸給その他の給与（旅費を除く。）を昭和23年1月1日に遡及して支給することなど、俸給その他の給与の支給に関する経過措置を規定したものと考えられるところ、今般の俸給法の一部改正によって新たに設けるのは定年延長後の検察官の俸給に関する経過措置の規定であり、上記附則の規定の順序に関する考え方に鑑みれば、同規定を第6条に定めることに支障はないものと考えられる。

よって、今般の一部改正により、定年延長後の検察官の俸給に関する経過措置を第6条に定めることに支障はないものと考えられる。

（参照条文）

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）

第一条 検察官の給与に関しては、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）及びこの法律に定めるものを除き、検事総長、次長検事及び検事長については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十二号までに掲げる者の例により、一号から八号までの俸給を受ける検事及び第九条に定める俸給月額俸給又は一号若しくは二号の俸給を受ける副検事については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例により、その他の検察官については、一般官吏の例による。ただし、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、これを支給しない。

2 次長検事及び検事長には、一般官吏の例により、単身赴任手当を支給する。

3 寒冷地に在勤する検事長には、一般官吏の例により、寒冷地手当を支給する。

第二条 検察官の俸給月額は、別表による。

第3 改正国家公務員法及び改正一般職給与法において手当てされる事項について

1 検察官につき定年前再任用短時間勤務制を導入しないことについて

(1) 前提

一般職の国家公務員については、定年前再任用短時間勤務制が導入される（改正国家公務員法第60条の2）ところ、この制度は職員の任命等に関する規定であることから、仮に検察官においてかかる制度を導入する場合には、検察庁法において特例を設ける必要がある。

(2) 検察官につき定年前再任用短時間勤務制を導入しない理由について

検察官については、検察庁法第4条及び第6条により、全ての検察官が、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督し、いかなる犯罪についても捜査をすることができるとされており、この検察事務が検察官の本来的事務である。

このような検察権については、個々の検察官に属するものであって、法務大臣等が有する権限を個々の検察官が分掌するものではなく、検察権が個々の検察官に属していることから、一人一人が独立した官庁と位置付けられており、この点が他の一般職の国家公務員の権限行使と根本的に異なる。

すなわち、検察官は、自己に割り当てられた検察事務を、自己の名において、また、自己の責任において処理するという職務を果たさなければならない（伊藤栄樹著「新版 検察庁法逐条解説」56頁）。

そして、検察官が行う検察事務は、犯罪の捜査、公訴の提起、刑事裁判における訴訟活動が主なものであり、このような事務を自己の責任において行うことと週の一部のみ勤務する、一日のうち限られた時間のみ勤務するということは整合しない（例えば、自らが担当する事件の勾留中の被告人について、保釈決定がなされた場合、夜間や休日であることを理由に釈放するか、保釈決定を争うために準抗告するかかの判断を先延ばしし、身柄拘束を継続することは許されない。）。

したがって、他の一般職の国家公務員に導入される定年前再任用短時間勤務制については、検察庁法における検察官の職務と整合しないため、検察官に定年前再任用短時間勤務制は導入しない（現に、検察官については、他の一般職の国家公務員とは異なり再任用短時間勤務制は導入されていない。）。

(参照条文)

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第四条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第六条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

② 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

2 検察官につき国家公務員法第81条の2第3項と同様の規定を設ける必要はないことについて

(1) 国家公務員法第81条の2第3項の趣旨及び内容について

改正国家公務員法第81条の2第3項は、管理監督職勤務上限年齢による降任等を行うに当たって任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は人事院規則で定めることとされている。

これは、管理監督職勤務上限年齢制が公務能率を損なうことなく実施されるためには、管理監督職勤務上限年齢に達した後の職員が引き続き意欲を持って、それまで培ってきた能力及び経験を発揮していくことを担保することが制度上求められることから、管理監督職勤務上限年齢による降任等をして就ける官職については、国家公務員法第58条（昇任、降任及び転任）の原則によるほか、平等取扱いの原則、能力・実績による人事管理、職員の身分保障、職員の能力・経験の活用等の観点を踏まえ、人事院規則で定める任命権者が遵守すべき一定の基準及び手続にのっとり行うものとされたものである。

そして、人事院規則においては、管理監督職勤務上限年齢による降任等をされる職員と60歳以降も引き続き非管理監督職にとどまる職員の間、管理監督職勤務上限年齢による降任等をされる複数の職員との間、管理監督職勤務上限年齢による降任等をされる職員と管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例を適用される職員の間での公平性を確保し、他の職員の昇任機会の確保に留意しつつ、管理監督職勤務上限年齢による降任等をされる職員のポストができる限り下がらないような配置に努めること、職員の意向も踏まえ能力・経験を十分に活用できるポストに任用すること等の観点からの基準を設け、任命権者が管理監督職勤務上限年齢による降任等を行う際に行うべき手続（例：人事異動通知書の交付）を定めることを想定しているとされている。

(2) 検察官について同様の規定を設ける必要がないことについて

検察官については、管理監督職勤務上限年齢制を導入することは制度上できない（そのため、改正国家公務員法第81条の2第3項も検察官に適用されることはない。）。

ただし、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みとして、改正検察庁法第9条第1項及び第10条第1項において、63歳に達した検事について検事正及び上席検察官に充てることができる者から除くこととしつつ、同法第20条第2項及び第22条第2項において、次長検事及び

検事長が63歳に達したときは、その翌日に検事に任命されるものとした上で63歳に達した者は次長検事又は検事長に任命することができないこととするところ、そもそも検察官については、職制上の段階がなく、降任等を観念し得ない上、管理監督職上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みにおいては、63歳以降、いずれも検事という同一の官とするものであって、検事正及び上席検察官が63歳に達したことによりいわゆる「平検事」とされた場合や、次長検事及び検事長から検事に任命された場合の検事と、それ以外の検事との間の公平性を確保する必要はなく、また、それらの者について補職されるポストについても法律上その上下は観念されず、さらに、それらの者はいずれも検察権という同一の権限を行使する検事として、能力・経験を活用することは同じであって、これらに関する基準を定める必要もない。

また、検察官における管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みにおける手続については、現在においても、例えば検事正からいわゆる「平検事」とされる場合等において行われているところであり、改めて手続等を定める必要もない。

したがって、検察官について、改正国家公務員法第81条の2第3項と同様の規定を定める必要はない。

(参考) 検察官の給与に関する事項について

検察官の給与に関して、仮に必要な事項が生じた場合には、検察官の俸給等に関する法律第3条に規定される準則によって定められることとなるため、法律上の手当は不要である。

(参照条文)

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）

第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

2 (略)

3 検察官につき国家公務員法第81条の4と同様の管理監督職勤務上限年齢制の適用除外規定を定める必要はないことについて

(1) 臨時的職員等への適用除外規定について

改正国家公務員法第81条の4においては、管理監督職勤務上限年齢制について、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しないこととされている。

(2) 検察官につき同様の規定を設ける必要がないことについて

検察官については、管理監督職勤務上限年齢制を導入することは制度上できない（そのため、国家公務員法第81条の2第3項も検察官に適用されることはない。）が、管理監督職勤務上限年齢制を踏まえた仕組みを導入するところ、検察官については、その身分保障の観点から（検察庁法第25条）、任期を定めて任命されることはなく、現に、任期が定められた検察官は存在しない。

したがって、検察官については、改正国家公務員法第81条の4と同様の規定を設ける必要はない。

（参照条文）

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第二十二条 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

第二十三条 検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることができる。

② 検察官は、左の場合に、その適格に関し、検察官適格審査会の審査に付される。

- 一 すべての検察官について三年ごとに定時審査を行う場合
- 二 法務大臣の請求により各検察官について随時審査を行う場合
- 三 職権で各検察官について随時審査を行う場合

③ 検察官適格審査会は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知しなければならない。法務大臣は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事については、これを罷免しなければならない。

④ 検察官適格審査会は、法務省に置かれるものとし、国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された十一人の委員をもつてこれを組織する。ただし、委員となる国会議員は、衆議院議員四人及び参議院議員二人とし、それ

ぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

- ⑤ 検察官適格審査会に、委員一名につきそれぞれ一名の予備委員を置く。
- ⑥ 各委員の予備委員は、それぞれその委員と同一の資格のある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。
- ⑦ 委員に事故のあるとき、又は委員が欠けたときは、その予備委員が、その職務を行う。
- ⑧ 前七項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

第二十四条 検事長、検事又は副検事が検察庁の廃止その他の事由に因り剰員となつたときは、法務大臣は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

第二十五条 検察官は、前三条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

4 検察官につき管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例と同様の規定を設ける必要はないことについて

(1) 異動期間を延長する特例規定について

改正国家公務員法第81条の5は、管理監督職勤務上限年齢制の導入により、管理監督職勤務上限年齢に達した職員を一律降任又は転任することとなるため、当該職員の職務の遂行上特別の事情があつて、当該職員を異動させることにより公務の運営に著しい支障が生ずる場合や、当該職員の職務の特殊性があることや職員の年齢別構成等の事由により管理監督職にふさわしい職員が不足していることで、管理監督職の欠員を補充できないことにより、公務の運営に著しい支障が生ずる場合があり得ることから、異動期間を延長する特例を定めるものである。

(2) 検察官について同様の規定を設ける必要がないことについて

ア 検察官については、管理監督職勤務上限年齢制を導入し得ないことから、本条の適用はないところであるが、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入することから、改正国家公務員法第81条の5と同様の規定を設けることも考え得る。

しかしながら、検察官については、職制上の段階がなく、降任等が概念し得ないことから、他の一般職の国家公務員に比してより柔軟な人事運用が可能である。また、検察官は、定年に達した時に退官することとされているため、同時期に一齐に退官することとはされていない。さらに、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえて導入する仕組みにおける異動時期は誕生日を基準としていることから、一齐に異動することにもならない。

このように、検察官については、適切な時機に異動を前倒しするなどすることが容易であつて、異動により補充すべきポストが一齐に生じることにもならないことから、現在も国家公務員において導入されている定年による退職の特例（国家公務員法第81条の3）に相当する規定も置かれていない。

イ したがって、改正検察庁法第9条第1項、第10条第1項、第20条第2項及び第22条第2項により管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入したとしても、それにより公務の運営に著しい支障が生じるなどの問題が生じることは考え難く、検察官については、改正国家公務員法第81条の5と同様の規定を設ける必要はない。

(参照条文)

○ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

5 処分説明書の交付について

(1) 管理監督職勤務上限年齢制による降任等に際しての処分説明書の交付について

管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、国家公務員法第89条が改正されることとされ、管理監督職勤務上限年齢制の適用による他の官職への降任等に伴う降給及び他の官職への降任等に該当する降任の際に処分説明書の交付を要しないこととされた。

(2) 検察官について特例を設ける必要がないことについて

ア 検察官について、国家公務員法第89条は適用されるところ、検察官には降任及び降給の概念はない上、管理監督職勤務上限年齢制の適用はないことから、本改正についての影響はない。

イ ただし、改正国家公務員法第89条は、「職員に対し、その意に反して、降給（他の官職への降任等に伴うものを除く。）、降任（他の官職への降任等に該当するものを除く。）、休職若しくは免職をし、その他これに対し著しく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。」と定めるところ、新設する検察庁法第22条第2項において、次長検事及び検事長は、63歳に達したことにより検事に任命されるものとされることから、同項により検事に任命する際に処分説明書の交付を不要とする特例を設ける必要があるかが問題となり得る。

ウ この点、新設する検察庁法第22条第2項は、次長検事及び検事長を検事に任命するところ、それぞれ別の「官」であることから、次長検事及び検事長が検事に任命されることにより、次長検事及び検事長の「官」としては免ぜられることとなる。

しかしながら、免職とは、職員をその意に反して退職させることとされ、退職とは、失職の場合及び懲戒免職の場合を除いて、職員が離職することとされているところ、いずれにせよ職員としての身分を失う場合であり、次長検事及び検事長を検事に任命する場合のように検察官相互に「官」を転ずる場合には職員としての身分を失うこととはならないため、改正検察庁法第22条2項による検事への任命は改正国家公務員法第89条における「免職」には該当しない。また、検察官においては、

職制上の段階は導入されておらず、降任等は観念されないことから、検察庁法第22条第2項により検事に任命されることについては「著しく不利益な処分」とはいえない。

したがって、改めて処分説明書を不要とする特例を検察庁法上に定める必要はない（なお、改正検察庁法第9条第1項又は第10条第1項により検事正又は上席検察官に充てられる者から除かれることについては、降任等に該当しないことはもちろんのこと、「官」を失うものでもないことから、処分説明書の交付については問題とならない。）。

（参照条文）

○ 国家公務員法（昭和22年法律120号）

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

② （略）

第七十五条 （略）

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休職し、免職し、その他これに対しいじめるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行わうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

②・③ （略）

○ 人事院規則11-10

第一条 職員（給与法第6条第1項の俸給表（以下「俸給表」という。）のうちいずれかの俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の降給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

第三条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。以下同じ。）とする。

○ 人事院規則8-12

第四条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

一～八 (略)

九 退職 失職の場合及び懲戒免職の場合を除いて、職員が離職することをいう。

十 免職 職員をその意に反して退職させることをいう。

十一～十三 (略)

6 出向者に対する調整額の支給について

(1) 改正一般職給与法附則第13項について

新設される一般職給与法附則第13項は、例えば、管理職であった職員が地方公共団体等に出向し、特定日以降、非管理職員として採用された場合など、60歳到達時点で管理監督職勤務上限年齢制の対象とはなっていない職員について、管理監督職勤務上限年齢により降任等された職員と同様に管理監督職勤務上限年齢調整額（以下「調整額」という。）を支給する必要があると考えられる場合を予定しているとされている。

同項で規定される人事院規則の詳細は現時点では定かではないが、同項は、このような職員については、地方公共団体等に出向した間について再計算（出向せずにそのまま国家公務員管理職として勤務していたと仮定した場合の級号俸）を行い、算出した額を改正国家公務員法附則第10項から第12項の規定に準じて支給する取扱いを規定するものと思われる。

(2) 検察官につき同様の規定を設ける必要がない理由について

ア 検察官については、調整額を支給する必要がある者として次長検事及び検事長を予定していることから、本項の必要性としては、例えば、検事長が一旦辞職して他省庁等に出向し、63歳に達した後に検事に任命された場合が考えられるが、現実的にそのような出向等は想定されていない。

また、例えば、検察官俸給法別表の検事1号の俸給を受ける検事が出向し、63歳に達した後に検事として復職する場合、復職時において、出向期間中に次長検事、検事長になることを仮定した上で号俸を決定することも現実的に想定されないことから、検察官に関し、本項と同様の規定を設けることは不要である。

イ なお、検事が法科大学院や他省庁等へ出向した場合について、出向等の途中で63歳を迎え、63歳に達した後、検事として復職した場合には、その復職時に号俸決定を行い、その号俸に100分の70を乗じた額が支給されることになる（出向後、検事に復職した場合の号俸決定につき、一般職の国家公務員については、官職と級が連動していることから、定年を迎えた後は、官職に応じた級までしか決定することができないが、検察官については、例えば検事正など職と号俸が連動することとはされていないことから、仮に、出向後、検事に復職した場合には、検察官俸給法別表の検事1号まで決定することが可能である。）。

7 現行定年後の給与に関する規定の施行に関し必要な事項について

(1) 改正一般職給与法附則第15項について

新設される一般職給与法附則第15項は、現行の定年である60歳を超える職員の給与に関する規定(改正一般職給与法附則第8項から第14項)の施行に関し必要な事項を人事院規則で定めることとされる。

(2) 検察官において同様の規定を設ける必要がないことについて

検察官の俸給については、検察官俸給法において定められ、現行の定年を超える検察官の俸給については、新設される検察官俸給法附則第6条において定める。

そして、同条の施行に関して必要な事項については、検察官俸給法第3条第1項が、「法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。」と規定することから、法務大臣が定める準則において定めることができる。

したがって、改正一般職給与法附則第15項と同様の規定を改めて設ける必要はない。

(参照条文)

○ 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)

第三条 法務大臣は、初任給、昇給その他検察官の給与に関する事項について必要な準則を定め、これに従つて各検察官の受くべき俸給の号等を定める。

2 前項に規定する準則は、法務大臣が内閣総理大臣と協議して、これを定める。

第4 国家公務員退職手当法の検察官への適用関係について

1 国家公務員退職手当法の検察官への適用について

国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条により、国家公務員で常時勤務に服することを要する者は原則として同法の対象となることから、検察官についても同法に基づいて退職手当が支給される。

2 国家公務員退職手当法の改正による検察官への影響について

国家公務員退職手当法の改正による検察官への適用関係については、同法附則第27項、第29項及び第30項において手当がなされることとされており、別途規定を設ける必要はない。

（参照条文）

○ 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、政令で定めるところにより、職員とみなして、この法律の規定を適用する。

第5 国家公務員法等の一部を改正する法律（仮称）附則について

1 附則第2条（準備規定）関係

(1) 附則第2条について

附則第2条は、「改正後の国家公務員法（中略）第60条の2、第81条の2から第81条の7までの規定の円滑な実施を確保するため、任命権者（中略）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講じるものとする。」と定める。

この規定は、一般職の国家公務員における管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴うものであるところ、

- ① 任命権者においては、60歳超の職員の能力及び経験の活用に向けたポストの整理、管理監督職勤務上限年齢に達した職員及び定年前再任用短時間勤務を希望する職員の配置方針の決定
 - ② 人事院においては、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制を実施していくための細目的な規定の整備等を含めて制度の体系を完成させること、制度の周知徹底及び適正な運用を確保するための指導・調整、各任命権者が再任用制度に対応した人事管理計画を策定するに当たっての指導・助言、情報提供・意思把握を行うための規定の整備
 - ③ 内閣総理大臣においては、各任命権者に対する取組促進の働きかけ、各任命権者における運用方針・計画等の調整
- といった準備を行う必要があると考えられることから定められるものである。

(2) 検察官についても同様の規定を設ける理由

検察官については、前記のとおり、他の一般職の国家公務員において導入される定年前再任用短時間勤務制や管理監督職勤務上限年齢制は導入しないものの、改正検察庁法において、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入するとともに、情報提供・意思確認の制度を導入することとしている。

この点、検察官については、定年前再任用短時間勤務制を導入しないものの、定年を延長し、管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入することから、その範囲においては他の一般職の国家公務員における任命権者と同様の準備が必要であると考えられる上、情報提

供・意思確認については、改正検察庁法附則第35条において、法務大臣が定めることとしている。

また、検察官についても、一般職の国家公務員である以上、人事院及び内閣総理大臣の権限に応じてなされる連絡・調整は必要と考えられる。したがって、検察官についても同様の規定を設けることとする。

(3) 準備の実施主体を法務大臣とする理由

準備の実施主体について、他の一般職の国家公務員では任命権者とされているが、検察官については、以下の理由から法務大臣とする。

すなわち、検察官については、検事総長、次長検事及び検事長の任命権者は内閣、それ以外の検察官については法務大臣とされる。一方、その補職については、法務大臣が行うこととされている（検察庁法第16条）ところ、今回準備として行うこととされている事項（(1)①参照。）は、任命行為に関するものではなく、補職行為に関するものであることから、任命権者ではなく、補職権者を準備の主体とすることが相当である。

また、検察官の任命及び補職について委任は行われていないから、他の一般職の国家公務員のように、委任に言及する必要はない。

したがって、準備の実施主体を法務大臣とする。

2 附則第ABC-1条第1項（見直し規定）関係

(1) 附則第ABC-1条第1項について

附則第ABC-1条第1項は、「政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法（新裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は新自衛隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢又は定年前再任用短時間勤務職員に関連する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定める。

本項は、将来的に、職員の年齢別構成や各府省における人事管理の実情が変化することに伴って新陳代謝の必要性の程度が大きく変わるような場合には、管理監督職員の範囲、管理監督職勤務上限年齢について適切に見直さなければ、かえって円滑な人事管理に支障を生ずるおそれがあることなどから定められる。

このようなおそれは、改正検察庁法第9条第1項及び第10条第1項の改正並びに第20条第2項及び第22条第2項の新設により管理監

督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みを導入する検察官についても異なるものではなく、同仕組みに関連する制度についても、適切な見直しが必要である。

(2) 附則第A B C－1条第1項の修正案について

附則第A B C－1条第1項は、一般職の国家公務員以外に関して規定される管理監督職勤務上限年齢制等に関連する制度もその対象としていところ、一般職の国家公務員である検察官に関して定める検察庁法における同様の制度についても、同項においてその対象とするのが相当であると考えられる。

そして、現在の附則第A B C－1条第1項においては、「新国家公務員法（中略）に規定する管理監督職勤務上限年齢（中略）に関連する制度」と定めるところ、改正検察庁法第9条第1項、第10条第1項、第20条第2項及び第22条第2項に定める管理監督職勤務上限年齢制の趣旨を踏まえた仕組みに関する制度についてもその対象とするため、「新国家公務員法（中略）に規定する管理監督職勤務上限年齢（中略）に関連する制度」の下に、「（年齢が六十三年に達した検察官の任用に関連する制度を含む。）」との文言を加える。

（参照条文）

○ 検察庁法（昭和22年法律第61号）

第十五条 検事総長、次長検事及び各検事長は一級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

② 検事は、一級又は二級とし、副検事は、二級とする。

第十六条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣が、これを補する。

② 副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第6 検察庁法及び検察官俸給法の原始附則の整理について

1 対応方針

今般の検察庁法及び検察官俸給法の改正に伴い、各原始附則につき、既に実効性を喪失したものを削除するなどの整理を行う。

2 検察庁法について

別添1のとおり、原始附則第34条及び第35条を改め検察庁法改正に伴う経過規定及び情報提供・意思確認制度を規定し、第37条から第41条を削除する改正を行う。

なお、検察庁法施行令第3条で原始附則第34条、第35条を、検察庁法施行令第4条で原始附則第40条をそれぞれ引用しているが、いずれも、既に効力を失った条文であり、原始附則の当該条文を削除することに支障はない。

3 検察官俸給法について

別添2のとおり、原始附則第6条を改め定年延長後の検察官の俸給等を規定する改正を行う。

なお、原始附則第6条は、既に効力を失った条文であり、原始附則の当該条文を改めることに支障はない。

検察庁法附則第33条から第42条までについて

- 検察庁法附則第33条から第41条まで（第34条、第35条改正及び第37条から第40条まで削除）

第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第三十四条 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事のした事件の受理その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事のした事件の受理その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなす。

第三十五条 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなす。

第三十六条 法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは、区検察庁の検察事務官にその庁の検察官の事務を取り扱わせることができる。

第三十七条 裁判所構成法による検事たる資格を有する者は、第十八条及び第十九条の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。
この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行後において三年に達する者についてその三年に達した時も同様とする。

2 この法律施行前弁護士試補として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経た者又はこの法律施行の際現に弁護士試補たる者で一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、前項の規定にかかわらず、その考試を経た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。

3 弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令（昭和十一年制令第四号）、台湾弁護士令（昭和十年律令第七号）又は関東州弁護士令（昭和十一年勅令第十六号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職に在つたときは、第十八条の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が三年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて三年以上になるものは、その三年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、それぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。

第三十八条 裁判所構成法による検事若しくは判事の在職又は同法による検事たる資格を有する者の司法省各局長、司法省調査部長、司法省調査官、司法書記官、司法研究所指導官、司法研究所事務官、司法省参事官、少年審判官、領事官、朝鮮総督府検事、朝鮮総督府判事、台湾総督府法院検察官、台湾総督府法院判官、関東法院検察官、関東法院判官、南洋庁検事若しくは南洋庁判事の在職は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、これを二級の検事の在職とみなす。

第三十八条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令（以下「沖縄法令」という。）の規定による検察官、裁判官又は弁護士の職にあつたときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの（沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数）は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、二級の検事の在職の年数とみなす。

2 沖縄法令の規定による琉球上訴検察庁事務局長、琉球高等検察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、前項の規定の適用については、沖縄法令の規定による検察官の職にあつた年数とみなす。

3 沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

第三十九条 第十八条第二項第二号中二級官吏とあるのは、奏任文官を、第十九条第一項第四号中一級官吏とあるのは、勅任文官を含むものとする。

第三十九条の二 沖縄法令の規定による琉球政府又は市町村の職員であつた者は、第十八条第二項第二号の規定の適用については、公務員の職にあつた者とみなす。

第四十条 この法律施行の際奏任の検事で現に控訴院検事又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事の職に在る者は、別に辞令を発せられないときは、検事に任ぜられ、二級に叙せられ、且つ、それぞれ政令で定める高等検察庁又は地方検察庁の検事に補せられたものとする。

第四十一条 この法律施行の際現に書記長若しくは裁判所書記の職に在つて検事局に属する者又は検察補佐官の職に在る者は、別に辞令を発せられないときは、現に受ける号俸を以て検察事務官に任ぜられ、奏任又は二級の者は、二級に、判任又は三級の者は、三級に叙せられたものとする。

第四十二条 政令で特別の定をした場合を除いて、他の法律中「検事」を「検察官」に、「管轄裁判所ノ検事」を「管轄裁判所ニ対応スル検察庁ノ検察官」に改める。

1 概要

検察庁法（昭和22年法律第61号）の原始附則のうち、既に実効性を喪失した第37条から第41条までを削除するとともに、第34条及び第35条については、今般の検察庁法の改正に伴う経過規定及び改正国家公務員法附則第20条に対応する情報提供・意思確認制度を規定する改正を行う。

2 改正の趣旨及び内容

(1) 検察庁法の原始附則の構成

検察庁法の原始附則は、第33条から第42条で構成されているところ、第38条の2及び第39条の2は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（昭和46年法律第130号）により追加されたものであり、その他のものは、制定時のものである。

なお、今般の検察庁法の改正に伴い、第34条及び第35条を改正し、経過規定及び改正国家公務員法附則第20条に対応する情報提供・意思確認制度について規定することとしている。

(2) 規定を維持する附則

第33条及び第41条は、法律の施行時期を定める規定及び他法令の改正規定であり、これらの附則は維持することが相当である。

また、第36条は、検察官の人員不足を補うため、検察事務官に検察官の事務を取り扱わせることを可能とする時限的規定であるところ、現状下においても、検察官の人員は不足しており、検察官事務取扱検察事務官の存在は必要不可欠であることから、規定を維持する必要性がある。

(3) 規定を改正する附則

第34条及び第35条については、旧刑訴法等の法令による検事の行為を、現行の検察庁法で対応する検察官の行為にみなすものであり、検察庁法施行前後における行為主体の調整規定であるところ、検察庁法施行前に検察官のした行為やその行為が含まれる事件等は、既に何らかの効果が発生するか事件処理をしており、これらの附則を適用する場面がなく、その実効性は喪失しているため、検察庁法の改正に伴う経過

規定及び改正国家公務員法附則第20条に対応する情報提供・意思確認制度を規定する改正することが相当である。

なお、検察庁法施行令（昭和22年政令第34号）第3条においてこれらの附則を引用しているところ、同施行令は、平成29年に最終改正（平成29年政令第112号）がなされているが、同施行令第3条については、同条第2項の「司法大臣」を「法務総裁」と改正（昭和23年政令第39号）して以降、「法務総裁」を「法務大臣」と改正しておらず、同条は既に実効性を喪失していると考えられる。

(4) 規定を削除する附則

第37条から第40条までについては、検察庁法第18条又は第19条（1・2級検事・副検事の資格要件）に関する規定であるところ、これらの附則の適用対象となる者は、既に65歳を超えていることから、これらの附則を適用する場面がなく、その実効性は喪失しているため、削除することが相当である。

また、第41条については、検察庁法施行時における検察事務官の号俸（別に辞令が発せられた場合を除く。）の適用規定であるところ、本附則の対象となる者も、既に65歳を超えていることから、本附則を適用する場面がなく、その実効性は喪失しているため、削除することが相当である。

検察官の俸給等に関する法律附則第5条ないし第10条について

○ 検察官の俸給等に関する法律附則第5条ないし第10条（第6条改正）

第五条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六条 この法律の規定による俸給その他の給与（旅費を除く。）は、昭和二十三年一月一日に遡及してこれを支給する。

② 昭和二十三年一月一日以降すでに支給された俸給その他の給与は、前項の規定により支給されるべき俸給その他の給与の内払いとみなし、これを超える額（退職手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八条第一項五号の給与とみなす。

第七条 検察官の俸給等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十六号）は、これを廃止する。

第八条 この法律の規定は、国家公務員法の如何なる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

第九条 副検事の俸給月額、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万四千元とすることができる。

第十条 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、検察官に対する俸給の支給に当たっては、俸給月額（検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）附則第三条の規定による俸給を含む。）から、当該俸給月額に次の各号に掲げる検察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 検事総長 百分の二十

二 東京高等検察庁検事長 百分の十五

三 次長検事その他の検事長 百分の十

四 一号から十四号までの俸給を受ける検事及び前条に定める俸給月額の俸給又は一号から九号までの俸給を受ける副検事 百分の九・七七

五 十五号から二十号までの俸給を受ける検事及び十号から十六号までの俸給を受ける副検事 百分の七・七七

六 十七号の俸給を受ける副検事 百分の四・七七

② 前項の規定により俸給の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

③ 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

1 概要

検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号。以下「検察官俸給法」という。）の原始附則のうち、既に実効性を喪失した第6条を改め、定年延長後の検察官の俸給等を規定する改正を行う。

2 改正の趣旨及び内容

(1) 検察官俸給法の原始附則の構成

検察官俸給法の原始附則は、第5条から第10条で構成されているところ、そのうち附則第5条から同第8条までは検察官俸給法の制定時のもの、附則第9条は検察官俸給法の一部改正法（昭和48年法律第99号）により追加されたもの、附則第10条は「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号。以下「特例法」という）」の趣旨を踏まえた検察官俸給法の一部改正法（平成24年法律第5号）により追加されたものである。

(2) 規定を維持する附則

第5条、第7条及び第8条については、法律の施行時期、関係法律の廃止及び他の法律との関係等を規定したものであり、これらの附則は維持するのが相当である。

また、第9条は、副検事の俸給月額について、特別のものに限り、俸給法第2条別表によらない額とすることができる旨の規定であるところ、その適用を受ける職員が現存する上、副検事特号の存続や俸給表への組み入れの要否等については、副検事特号を取り巻く状況の変化等を考慮しつつ検討していくべき事項であり、実効性を喪失していないことから、規定を維持する必要がある。

次に、第10条は、平成24年4月1日から同26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における検察官に対する俸給の支給に当たり、当該俸給月額に一定割合を乗じて得た額を減じて支給することなどを定める規定であるところ、新たに同条の適用を受けて俸給が支給される職員はいない。

しかしながら、同条は、検察官の平均給与額に関する国家公務員災害補償法の適用の特例を定める検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第5号）第2条に引用されており、今後においても、検察官が特例期間中に公務上の災害を受けたことにより、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第4条第4項の規定に基づき検察官の給与額を計算する場合に適用されることから、実効性は喪失しておらず、規定を維持する必要がある。

(3) 規定を改正する附則

第6条第1項は俸給法の遡及適用を定める規定であり、同条第2項は昭和23年1月1日以降検察官俸給法の施行日である昭和23年7月1日までの間にすでに支給

された俸給その他の給与に関するみなし規定であるところ、いずれも既に実効性を喪失しているため、削除することが相当である。

なお、所得税法（昭和22年法律第27号）は昭和40年法律第33号により全部改正されているが、当該改正の際、第6条2項は改正されておらず、同項は、その時点で実効性を喪失していたと考えられる。なお、今般の改正により新設する定年延長後の検察官の俸給等に関する規定は、第6条の改正により行う。

（参照条文）

○ 国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律（昭和二十四年法律第二号）（抄）

第九条 この章の規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）においては、一般職給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）に対する俸給月額（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給を含み、当該職員が一般職給与法附則第六項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給法	職務の級又は号俸	割合
行政職俸給法（一）	二級以下	百分の四・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七
	七級以上	百分の九・七七

（以下略）

○ 国家公務員法第 7 5 条第 2 項について

1 改正国家公務員法第 7 5 条第 2 項について

現行の国家公務員法第 7 5 条第 2 項は、「職員は、人事院規則で定める事由に該当するときは、降給されるものとする。」と定め、国家公務員の身分保障のため、降給される場合を人事院規則により定める場合に限定しているところ、改正国家公務員法第 7 5 条第 2 項は、「職員は、法律又は人事院規則で定める事由に該当するときは、降給されるものとする。」と定めることとされ、法律で定める事由を追加することとされた。

この点、本改正については、改正国家公務員法第 8 1 条の 2 において規定される管理監督職勤務上限年齢制による降任（職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。国家公務員法第 3 4 条第 1 項第 3 号。）により降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更すること。）されて給与が引下げられる場合が生じることに伴うものとされ、改正一般職給与法附則第 8 項において定められる 6 0 歳超職員の給与水準の引下げ規定についてはその射程の範囲外とされる。【P：内閣人事局において精査中】。

2 検察庁法第 2 5 条の改正が必要ないことについて

検察官については、改正一般職給与法附則第 8 項に倣い、改正検察官俸給法附則第 6 条第 1 項において、現行定年である 6 3 歳に達した検察官の俸給を 7 割とするところ、前記のとおり、改正一般職給与法附則第 8 項については、改正国家公務員法第 7 5 条第 2 項の改正の射程の範囲外である。

そして、今般の検察官俸給法の改正においては、改正検察官俸給法附則第 6 条第 1 項以外には、検察官の俸給を引き下げる規定は設けない。

したがって、改正国家公務員法第 7 5 条第 2 項の改正により、検察庁法第 2 5 条は影響を受けず、検察庁法第 2 5 条を改正しない。

（参照条文）

○ 国家公務員法（昭和 2 2 年法律 1 2 0 号）

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、二 （略）

三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。

四から七 （略）

② （略）

○ 人事院規則 11-10

第三条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の俸給表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。以下同じ。）とする。